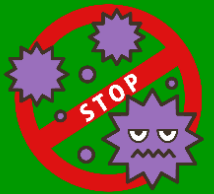


新型コロナ対策税制セミナー

～ 売上減少時の税負担軽減措置や猶予制度を上手に活用 ～



開催日時 令和2年 **12月9日(水)** 13:30～14:20

参加方法 富士宮商工会議所2F大会議室への来場、又はZOOMオンライン参加
 ※来場参加の方は、政府の新型コロナ感染予防対策ガイドラインに基づき、発熱等が確認された場合は、入場をお断りする場合がございますことご了承ください。

定員 «来場参加» **24名** «オンライン参加» **20名** ※申込先着順

受講対象 下記チェック表で1つでも該当する項目がある中小企業（個人含む）



- 毎年1月に富士宮市から『償却資産申告書（償却資産課税台帳）』が届く個人・法人事業者
- 毎年4月に富士宮市から『固定資産税・都市計画税納税通知書』が届いており、事業用途の土地・家屋を保有している個人・法人事業者
- 令和2年2月～10月の連続する3ヶ月間の事業収入の合計が前年同期より30%以上減少している個人・法人事業者
- 令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に欠損金が生じる資本金10億円以下の中小法人事業所



受講内容

1. 令和3年分固定資産税・都市計画税の軽減（半減・免除）措置
 2. 欠損金の繰戻し還付（法人事業所のみ）
 3. e-Taxでの確定申告（個人事業所のみ）
- （セミナー終了後）e-Tax用ID・パスワード出張発行 ※希望者のみ
 ※通常は税務署でのみ受付となりますので、この機会にID・パスワードの発行手続きをお願いします。なお、発行の申請をされる方は、必ずご本人の出席と身分証明書（運転免許証等）を持参をお願いします。

★『新型コロナ対策税制セミナー』参加申込書★

事業所名		連絡先 TEL	
e-mail	※オンライン参加者希望者のみ		
参加人数	名	e-Tax IDの発行希望	有・無 ※どちらかに○

- ①FAXでの申込は下記に必要事項を記入して0544-26-0303へFAXしてください。
- ②富士宮商工会議所ホームページからの申込も可能です。